

～分割基準申告チェックリスト～

2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の申告において、「課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）」を提出していただきますが、分割基準算定の際に、間違いの多い事例をまとめました。
申告時の確認にご活用ください。（このチェックリストを県税事務所へ提出していただく必要はありません）

● 従業者の数・・・原則、算定期間の末日現在における従業者の人数です。

No.	確認 内 容	チェック
1	常勤、非常勤の別を問わず、アルバイト・パートタイマー・契約社員・嘱託（再任用）社員、臨時雇いなどを従業者の数に含めましたか。	
2	非常勤の役員（無給の役員も含む）、監査役などを従業者の数に含めましたか。	
3	人材派遣会社から派遣を受けた派遣労働者を従業者の数に含めましたか。	
4	他社からの出向者を従業者の数に含めましたか。	
5	他社への出向者を従業者の数から除きましたか。（出向先の従業者数に含めるため）	
6	事業年度末日に病気欠勤者（産休、育休含む）、組合専従等、連続して1ヶ月以上休職している従業者を除きましたか。（勤務していない期間に限り、分割基準の人数に含めません）	
7	事業年度末日に退職した従業者を含めましたか。	
8	事業年度の途中で事務所等を新設、廃止した場合、従業者数の補正を行いましたか。（裏面「1. 法人県民税（2）従業者の補正について」を参照）	
9	事業年度中を通じて従業者数が著しく変動した場合（各月末日の人数のうち、最大のものが最小であるものの2倍を超える事務所等）には、各月末日の平均としましたか。（裏面「1. 法人県民税（2）従業者の補正について」を参照）	
10	事業年度末日の資本金の額が1億円以上の製造業を営む法人の場合、工場の従業者の数の2分の1に相当する数を加算しましたか。（裏面「2. 法人事業税 製造業」を参照） ※工場の判定については、事業年度終了の日現在の状況によります。事業年度の途中で廃止した場合は、工場に該当しませんので、2分の1加算は不要です。	

● 事務所又は事業所の数

No.	確認 内 容	チェック
1	事務所等の数値を算定する場合、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計しましたか。 例) 1つの事務所が1事業年度（12ヶ月）あった場合 → $1 \times 12\text{ヶ月} = 12\text{箇所}$	
2	同一県内・市町村内であっても複数の事業所等がある場合、それぞれ1つの事業所等としましたか。 例) 津市内に2つの事務所が1事業年度（12ヶ月）あった場合 → $2 \times 12\text{ヶ月} = 24\text{箇所}$	
3	建設工事に係る現場事務所で設置期間が6ヶ月以上のものは事務所等の数に含めましたか。	